

2 人

第1. 自然人	10
第2. 法人	24
第3. 一般社団法人・一般財団法人 ..	26

第1. 自然人

自然人=人間のこと

法人=自然人以外で権利能力を認められたもの

1. 権利能力

権利能力=権利義務の帰属主体たる地位・能力

自然人ならば皆等しく有する

→自然人の場合には、出生してから（「出生」の意義について全部露

出説が通説）死亡するまで権利能力を有する

「戸籍上の記載」と「実際の出生時期」が異なる場合

→「実際の出生時期」から権利能力を取得する

法人の場合には設立登記をしてから権利能力を取得し、清算結了によって権利能力を失う

Advance 胎児の権利能力

胎児は人ではないため、権利能力が認められないのが原則であるが、以下の例外が認められている

ア 不法行為に基づく損害賠償請求 (721)

イ 相続（代襲相続を含む）(886)

ウ 遺贈 (965)

（工 認知を受けることができる能力 (783 1)。ただし、母の承諾を得る必要がある）

cf. 胎児からの認知請求は不可（大判明 32.1.12）

論点 胎児の権利能力

問題の所在：胎児の間に、母が胎児を代理して損害賠償請求や示談・遺産分割などをどこができるか？

- A 停止条件説（半例 大判昭 7.10.6）＝胎児中には権利能力がなく、生きて生まれたときに、その権利能力が懷胎時又は不法行為時にまで遡って発生する

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどはできない
(理由)

- ①民法に胎児の法定代理の規定がない
- ②出生まで 10 か月にすぎないため、出生まで待っても保護に欠けることはない

- B 解除条件説＝胎児中にも、生まれたものとみなされる範囲内において制限的な権利能力があり、生きて生まれなかつた場合には遡って権利能力を失う

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどができる
(理由)

- ①胎児の利益保護
- ②停止条件と解すると、配偶者と直系尊属に相続させ、後に相続を回復されることになり、法的に複雑となる。また、死産の確率は低い

胎児の損害賠償請求権につき、母その他の親族が胎児のために加害者とした和解は胎児を拘束しない（大判昭 7.10.6）

登記実務は解除条件説に近く、法定相続分による登記を認めるが（昭 29.6.15 民甲 1188 号）、遺産分割は認めない